

国土交通省

【平成30年6月27日公布】

# 建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の概要

性要必・景背

## ① 建築物・市街地の安全性の確保

- 糸魚川市大規模火災(H28.12)や埼玉県三芳町倉庫火災(H29.2)などの大規模火災による甚大な被害の発生を踏まえ、建築物の適切な維持保全・改修等により、建築物の安全性の確保を図ることや、密集市街地の解消を進めることが課題

## ② 既存建築ストックの活用



③ 木造建築を巡る多様なニーズ

- 必要な性能を有する木造建築物の滑化を通じて、木造に対する多様ニーズへの対応、地域資源を活用しを図ることが必要



憲法の概要

建築物・市街地の安全性の確保

- 維持保全計画に基づく適切な維持保全の促進等により、建築物の更なる安全性の確保を図るとともに、防火改修・建替え等を通じた市街地の安全性の確保を実現。

  - 維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大(大規模倉庫等を想定)。
  - 既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政庁による指導及び助言の創設。
  - 防火地域・準防火地域内において、延焼防止性能の高い建築物の建築率を10%緩和。

◎ 中古宋元文獻研究 = 中古宋元文獻研究增刊

- 一方で、その活用に当たつては、建築基準法に適合させるために、大規模な工事が必要となり、用途変更等による利活用が極めて重要となる場合があるところが、課題

The image shows a two-story wooden house. The top half is a modern addition with large glass windows and doors, while the lower half is the original traditional structure. An orange arrow points from the original house towards the modern addition, labeled '改築' (Renovation). The bottom part of the image shows the same house from a different angle, labeled '改修前(空き家)' (Before renovation, Vacant House).

## 大規模な建築物等に係る制限の合理化

- 既存建築物の多様な形での利活用を促進。
  - 既存不適格建築物を用途変更する場合に、段階的・計画的に現行基準に適合させていくことを可能とする仕組みを導入。
  - 新たに整備される仮設建築物と同様、既存建築物を一時的に特定の用途とする場合を緩和

木造建築物等に係る制限の合理化

- 中層木造共同住宅など木造建築物の整備を推進するとともに、**防火改修・建替え等を促進。**
  - 耐火構造等とすべき木造建築物の対象を見直し（高さ13m・軒高9m超→高さ16m超・階数4以上）。
  - 上記の規制を受ける場合についても、木材のあらわし等の耐火構造以外の構造を可能とするよう基準を見直し。
  - 防火地域・準防火地域内において高い延焼防止性能が求められる建築物についても、内部の壁・柱等において更なる木材利用が可能となるよう基準を見直し。

卷之三

- ①老人ホーム等の公用の廊下や階段について、共同住宅と同様に、容積率の算定基礎となる床面積から除外  
②興行場等の仮設建築物の存続期間（現行1年）の延長等  
③用途制限等に係る特例許可手続の簡素化

資料 3

※施行目：【平成30年9月25日施行】又は【1年内施行】（公布の日から1年以内）